別添１（１）

指定管理者による管理運営の実施状況報告

１　施　　設　　名：　福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設

２　指 定 管 理 者 名：　宗像漁業協同組合

３　指　定　期　間：　令和６年４月１日～令和11年３月31日

４　施 設 設 置 目 的：　県管理津屋崎漁港内での漁船と漁船以外の船舶（プレジャーボート）の秩序ある漁港利用の推進のため。

５　管理運営についての点検結果（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（１）点　検　方　法：　事業報告書、現地確認・ヒアリング等をもとに、指定管理者による管理運営の実施状況の点検を行った。

（２）点　検　結　果：　別添のとおり

別添１（２）

①管理運営状況総括表

大項目	事業計画（取り組みや改善の内容等）	管理運営の概要
①公共性（公益性）の確保	・津屋崎漁港は、地元の漁業活動のため設置され、県の水産業の振興を目的としている。一方で、本施設は普及・拡大している海洋レジャー基地としての利用も盛んであり、拠点と位置付けられ、これらの調和を図り管理運営を行う。	・施設の設置目的を十分に理解しており、地元漁業者とプレジャーボート係留施設利用者の円滑な利用関係を保っている。
	・支所長の他、正規職員、臨時職員、嘱託職員の計5名で常時、管理運営に当たる。	・公共性に配慮し、組合の営業時間中は常時窓口対応を実施し、既存の人員体制で適正な管理運営を行い、利用の多い土日も巡回を実施した。
	・組合事務所窓口を利用者からの相談、苦情窓口と位置付け、常時対応を行う。また、休日の巡回監視、荒天時の利用者への連絡等トラブル防止に努める。	・利用者等からの申請、相談・苦情については、組合窓口で常時対応を行った。必要に応じて関係者との連絡調整を迅速に行い、利用者の円滑な施設利用に努めた。 利用が多い休日等は、引き続き巡視指導を強化している。 荒天時等の緊急時は、必要に応じ利用者への連絡を行い、事故の未然防止に努めた。 ・　R7年度巡回日数：261日（R6年度：262日）　※提案内容：260日
②施設利用及びサービス向上	・本施設のプレジャーボート収容量には一定の限界があるため、漁業活動への影響がないよう配慮し、利用促進に努める。	・漁業活動への支障がないよう配慮し、施設を最大限活用するため、利用者に対し継続利用を促す等利用促進に努め、新規申込みがあった際は、隣接するプレジャーボートの出航の妨げとならないよう区画配置を行った。 ・利用者に対し、定置網の設置位置や時期毎の漁業種類等の情報提供、プレジャーボートの安全航行や施設利用時における迷惑駐車禁止に係る周知文書を利用者が見える位置に掲示し、事故及びトラブル防止に努めた。
	・福津市、利用団体との連携を図る。	・県が漁港の維持管理のために付近で補修工事等を実施する際、工事施工状況に応じて利用者へ適切な情報提供を行った。
	・職員の他、組合員による利用者への係留指導等を適宜行う。荒天時においても係留の不備等に対応する。	・利用者への係留指導等を行い、特に荒天時においては、漁協組合員により組織された救難所と連携し、係留状況の点検等を行った。組合員と共同で漁港内の古い係留ロープの回収作業を行い、施設の景観美化に努めた。
	・窓口対応や係留指導等、管理従事者の意識の徹底を図るため、定期的に研修を実施する。	・組合内で月1～2回、支所長が職員に対し接遇等に関する研修（留意事項の確認等）を実施し、利用者への適切な対応に努めた。

①管理運営状況総括表

大項目	事業計画（取り組みや改善の内容等）	管理運営の概要
③経営（収支）改善	・本施設のプレジャーボート収容量には一定の限界があるため、漁業活動への影響がないよう配慮し、利用促進に努める。 ・利用申請等の事務は、組合事務所の窓口で行うなど既存の組織を利用し、経営の効率化を図る。	・施設収容量を最大限活用できるよう、利用者に対し継続利用の促進に努めた。 ・施設利用の申請受付業務については、組合の事務所や既存職員で対応することにより事務費及び人件費の抑制に努めた。 ・経費の節減に努め経営の効率化を図った。 指定管理料実績：9,781,000円 （対前年度＋2.0%、消費税分を除く） （対H17年度（制度導入前）＋0.4%、消費税分を除く） （対R元年度（コロナ禍前）＋13.9%、消費税分を除く） ※増加分は光熱費及び人件費の上昇によるもの。
④職員確保方策及び健全な財政基盤	・組合の職員体制を基礎として、巡回監視には専任の嘱託職員を配置、清掃には組合員及び組合女性部を動員する。 ・組合は、水産業協同組合法に基づき県の認可を受け設立した法人であり、事業計画に基づき共済事業、購買事業、販売事業等を行っている。	・組合の職員を基本とし、巡回監視には専任の嘱託職員を配置、清掃には組合員及び組合女性部を動員した。 ・水産業協同組合法に基づき、監督者である県の指導を適宜受けており、健全な財政基盤が保たれている。
⑤施設管理上の個別事項	・漁期毎の漁船の活動時間帯、定置網の設置場所などの漁業活動の内容について利用者に情報提供を行う。 ・本来業務として福岡県信用漁業協同組合連合会の代理店業務を行っていることから、顧客の情報管理については十分な配慮を行っており、プレジャーボート利用者の個人情報も同様の取り扱いとし、厳格な管理を行う。 ・荒天時など緊急時の対応には、組合員で構成する救難所を活用。また日常の利用者への指導、助言に関しては一般組合員の協力を求める。	・プレジャーボート航行時に定置網などの漁業施設に損害を与えた場合等に備え、プレジャーボート責任保険加入案内文書を漁協に配置し、問合せがあれば窓口で情報提供を行っている。 ・福岡県信用漁業協同組合連合会の代理店業務による顧客情報管理のノウハウを基に、利用者の個人情報について適正な管理を行った。 ・荒天時など緊急時の対応では、海上保安部との連携体制を構築しており、組合員（漁業者）で構成された救難所と連携し、救難体制を整えた。 また、組合職員に対し、ＡＥＤ講習を実施した。

②点検結果

□ Ａ＋　（提案内容を上回った） □ Ａ　（提案内容をやや上回った） ○ Ｂ　（概ね提案内容どおり） □ Ｃ　（提案内容をやや下回った） □ Ｄ　（提案内容を下回った）	【総合コメント】 ・本施設の設置目的を十分理解し、事業計画に基づき、地元漁業者とプレジャーボート利用者との円滑な利用関係が保たれるよう配慮し、適正な施設管理を行っている。 ・組合が有する船舶の係留管理に関するノウハウや、漁業活動に関する知識・情報を活用して、プレジャーボートの係留状況の点検を行っている。また、利用者に定置網の設置位置の情報提供や漁港内における速度規制の要請を行い、事故の発生を未然に防ぎ、本施設の安全な管理に寄与するなど、受託者として適切に対応している。 ・日々の係留状況点検に加え、台風接近時など荒天が予想される場合にも事前に点検を行い、必要性が認められれば利用者に対し連絡し、係留指導を行っている。また、事後に被害や危険箇所が発生していないか点検も実施している。さらに、日頃から事故等に備え海上保安部や救難所との連携体制を構築しており、安全対策の向上に努めている。 ・漁業活動への支障がないよう配慮し、施設を最大限活用するため、利用者に対し継続利用を促す等、施設の利用促進に努めた結果、本施設の高い利用水準を維持している。 以上から総合的に判断した結果、概ね提案内容どおりの管理運営が行われている。